

判決年月日	平成 2 8 年 5 月 1 1 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成 2 7 年 (行ケ) 1 0 1 2 2 号		
○ 「皮膚科学的治療のためのシステムおよび装置」という名称の本願発明につき、審決による引用発明 2（副引例）の認定に誤りがあり、引用発明 1（主引例）に引用例 2 記載の発明を適用しても、相違点に係る本願発明の構成に至らないと判断した事例			

（関連条文）特許法29条2項

（関連する権利番号等）特願2010-537149号，米国特許出願公開第2004／0087889号，特表2004-530464号，不服2014-3838号

判 決 要 旨

1 発明の名称を「皮膚科学的治療のためのシステムおよび装置」とする特許出願（特願2010-537149号）に係る拒絶査定不服審判請求について、審決は、本願発明は、引用例1（米国特許出願公開第2004／0087889号明細書）に記載された引用発明1及び引用例2（特表2004-530464号公報）に記載された引用発明2に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法29条2項の規定により、特許を受けることができない旨判断した。

2 これに対し、本判決は、以下のとおり、引用発明1に引用例2記載の発明を適用しても、相違点に係る本願発明の構成に至らないと判断して審決を取り消した。

(1) 本願発明と引用発明1との間には、光学的フィルターが、本願発明においては、水フィルターであって、可燃性材料と封止された筐体の外側表面の一部との間に設けられ、光学的放射線の一部を濾光し、且つ、生物組織を冷却するものであるのに対して、引用発明1においては、インコヒーレント光源3のバルブ本体の前部に配置されたプリズム6及びプリズム6の側面のコーティングからなるものであって、光学的放射線の一部を濾光するものであるが、生物組織を冷却するものであるかまでは不明であるという相違点が存在する。

(2) 本件審決は、引用例2から、「患者の皮膚の処置のため、ランプからの光を導波管を通じて患者の皮膚へ向けるための装置において、光スペクトルのフィルター処理を行なうためにフィルター6を設け、フィルター6を液体水フィルターとし、この水を（皮膚の）冷却用にも使用すること」という引用発明2を認定したが、液体水フィルターは、皮膚を冷却するものということとはできない。

したがって、仮に引用発明1の「プリズム6及びプリズム6の側面のコーティングからなる光学的フィルター」を引用例2に記載された液体水フィルターに替えたとしても、光学的フィルターが生物組織を冷却するという相違点に係る本願発明の構成に至らない。